

要介護認定者を対象とする障害者控除対象者認定書の交付について

介護保険の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で、村が定める認定基準に該当する方には申請により「障害者控除対象者認定書」を交付しています。確定申告時にこの認定書を添付すると、本人またはその扶養者が税の所得控除を受けることができます。

対象者 65歳以上の方で、認知症及び身体の障害が認定基準に該当している方
※認定基準は令和4年12月31日の要介護認定状況となります。

※要介護認定を受けていない場合で、障害者控除対象者認定を受けようとするものは別に書類を提出する必要がありますので、福祉課までお問い合わせください。

申請方法 福祉課にて「障害者控除対象者認定申請書」を提出

必要なもの 介護保険被保険者証、申請者の身分を証明するもの

受付期間 令和5年1月中旬から

●障害者控除対象者の範囲

控除区分	基準
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」・「Ⅲ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「A」の人
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」・「M」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「B」・「C」の人

お問い合わせ:福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207

所得の申告を忘れずに!

国民健康保険税は申告等を基に所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされません。また、下記のような軽減・減免等を受けることができません。所得のない人も申告しましょう。

- ・入院したときの食事代の標準負担額
- ・70歳以上75歳未満の人の自己負担割合
- ・高額療養費の自己負担限度額
- ・保険税の所得割額、軽減措置など

国民健康保険医療費通知のお知らせ

あなたとご家族のみなさんが病気やケガのため病院・診療所等で受診されたとき、その医療費がどのくらいか、その支払いはどのようになっているかを知っていただくとともに健康管理の大切さと、国民健康保険事業に対するご理解をいただくためのものです。(年3回:8月、1月、3月)

医療費通知は所得税の医療費控除の申告手続きで医療費の明細書としても使用することができます(ただし、11月~12月受診分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付してください)。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217

村県民税申告のお知らせ

●出張受付

北会場 名嘉真多目的施設(名嘉真公民館)

日時 2月6日(月)8:50~11:30/12:50~15:00

南会場 恩納村博物館 1階研修室

日時 2月8日(水)~10日(金)8:50~11:30/12:50~15:00 ※10日(金)は午前のみ受付

●休日受付

場所 恩納村役場 1階ロビー

日時 3月5日(日)8:50~11:30

●夜間受付

場所 恩納村役場 1階ロビー

日時 2月24日(金)17:50~19:30

3月10日(金)17:50~19:30